

鳥取縣公報

昭和二十一年六月廿八日
外 金 曜 日

本書ノ大キキニ國定規格A5列

告 示

◇鳥取縣告示第二百七十二號

本縣における旅館の最高宿泊料金の統制額、大藏大臣において次のやうに指定せられた。

昭和十八年十二月鳥取縣告示第五百九十一號（本縣に於ける旅館の最高宿泊料金指定の件）はこれを廢止する。

普通宿泊料金（朝夕二食附）

單位一人一日

等級	一級	二級	三級
宿泊料	二〇、〇〇圓	一八、〇〇	一七、〇〇
區	室食料 夕食料 朝食料	室食料 夕食料 朝食料	室食料 夕食料 朝食料
分等	二、二〇〇〇	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇
宿泊料	一九、〇〇	一七、〇〇	一五、〇〇
區	室食料 夕食料 朝食料	室食料 夕食料 朝食料	室食料 夕食料 朝食料
分等	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	一、四九〇〇
宿泊料	一八、〇〇	一五、〇〇	一三、〇〇
區	室食料 夕食料 朝食料	室食料 夕食料 朝食料	室食料 夕食料 朝食料
分等	一、五〇〇〇	一、四九〇〇	一、三九〇〇

昭和二十一年六月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により旅館の最高宿泊料金の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年六月二十八日

大藏大臣 石 橋 湛 山

00800

四級	一四、〇〇	室夕食料	一四、八〇	室夕食料	一三、七〇	室夕食料	一三、二〇	室夕食料	一一、〇〇	室夕食料	一三、六〇
五級	一二、〇〇	室夕食料	一三、七〇	室夕食料	一三、二〇	室夕食料	一三、〇〇	室夕食料	八、〇〇	室夕食料	一四、八〇
六級	八、〇〇	室夕食料	二、四八	室夕食料	二、〇〇	室夕食料	一、〇〇	室夕食料	六、〇〇	室夕食料	二、四八
		朝食料	八、〇〇	朝食料	六、〇〇	朝食料	六、〇〇	朝食料	四、〇〇	朝食料	二、四八

(一) 本表における級別等級別は旅館毎に鳥取縣宿泊料金を審査委員會において決定し知事の承認を受けたものによる。

(二) 朝食無し半泊料金

一 普通宿泊料金より當該朝食料金を差引た額とす。

(三) 夕食無し半泊料金

一 普通宿泊料金より夕食料金の三分の二を差引た額とす。

(四) 素泊料金 (宿泊のみで食事のないもの)

(三) の夕食無き半泊料金より朝食料金を差引た額

とす。

(五) 一泊とは當日の午後到着し翌日午前十時迄を謂ふものとし、右時間外の到着又は出發の場合は宿泊料金の外(九)により算出したる室使用料を請求することができる。但し滞在客にあつてはその滞在期間中はこの限りではない

(六) 本表宿泊料金は別表(一)の定員に對する一人當の宿泊料金であつて同一室に別表に掲げる定員を越えて同宿する場合は超過人員の室料は別表(二)による。但し十圓以下のものについてはこれを適用せぬ。

(七) 數へ年十歳以下の小兒の室料は當該室の室料の

00801

半額飲食料は大人飲食料の範圍内とす。但し別に寢具を用ひない場合は室料の請求をすることができぬ。

(八) 同一宿泊人にして他の室を併せ使用する場合(九)により算出したる室使用料を加算請求することができる。

(九) 宿泊以外の目的で室を使用する場合の使用料は左の通りとす。

(一) 使用時間四時間以内の場合は當該室料の三割

(二) 使用時間四時間を越え六時間以内の場合は當該室の室料の五割

(三) 使用時間が六時間を越える場合及び使用が午後六時以後に亘るときは當該室の室料の七割

(一〇) 奉仕料は室料及飲食料金の合算額(立替金並びに税金を除く)の二割以内(團體の場合に在りては一割以内)を用人に限り受領することができる

ものとし、營業者が用人に代り受領することもできる營業者の家族で事實上使用人の業務に従事するものはこれを使用人と看做す。但しこれを越えるも

のは何等の名義をもつてするを問はずこれを受領することはできない。

(一一) 本表料金は遊興飲食税法により飲食又は宿泊につき課税せられる場合の税額を含まぬものとす。

(一二) 右各項料金は各旅館につきその級別等級別料金を玄關並びに各室の料金を各室毎に表示した旅館の最高宿泊料金とし右の表示ないものは六級三等料金の半額とす。

(一三) 學生及び青年團等の團體客の宿泊料金は前各項により算出した額の二割下げとす。但し旅館中等の区分ある旅館については二等、二等の区分あるものについてはその上等の額を基準として計算し別表(一)の定員はこれを適用せぬ。

(一四) 團體客とは一回の宿泊人員二十名を越へる統率者ある團體を謂ふ。

(一五) 滞在客の宿泊料金は左の通りとし時間外到着及び出發の場合を除くの外室使用並を請求できない。

(一) 滞在客宿泊料金

普通宿泊料金の九割に相當する額
 (2) 自己の寢具、着類を使用し且つ自炊する滞在
 客宿泊料金
 普通宿泊料金の室料の七割に相當する額
 (3) 自己の寢具、着類を使用する滞在客宿泊料金
 普通宿泊料金の七割に相當する額
 (2六) 滞在額とは同一旅館に十五日以上繼續して宿
 泊する者を謂ふ。
 (2七) 計算上生じたる錢未滿の端數は切捨てるもの
 とす。
 (一八) 本宿泊料金は主食を含まず一汁二菜にして
 別表(二)

漬物を含む)の副食物を供するものとす。
 (一九) 普通別料理(二菜)を供する場合最高一級乃
 至三級迄十五圓四級以下十圓とす。
 (二〇) 入浴せしむる場合は一人最高五十錢以内を請
 求するものとす。
 別表(一)

定員數	別	六疊	八疊	一〇疊	一二疊	一五疊	一八疊
		一室二名	同 二名	同 三名	同 三名	同 四名	同 五名
		(八疊未滿のものを含む)	(十疊未滿のものを含む)	(十二疊未滿のものを含む)	(十五疊未滿のものを含む)	(十八疊未滿のものを含む)	(十八疊以上のものを含む)

區分	動別	定員室料			
		二圓〇〇	九圓〇〇	七圓二〇	六圓〇〇
六疊定員二名	三人以上宿泊の場合一當室料	九、六〇	七、二〇	八、八〇	四、三〇
八疊定員二名	三人宿泊の場合一人當室料	九、四〇	七、六〇	六、八〇	三、〇〇
十疊及十二疊	四人以上宿泊の場合一人當室料	九、〇〇	七、四〇	六、五〇	三、〇〇
定員三名	四人宿泊の場合一人當室料	一、〇〇	四、〇〇	七、〇〇	二、〇〇
十五疊定員四名	五人以上宿泊の場合一人當室料	一、〇〇	五、〇〇	八、〇〇	一、三〇
十八疊以上	六人以上宿泊の場合一人當室料	一、〇〇	六、〇〇	九、〇〇	一、三〇
定員五名	七人以上宿泊の場合一人當室料	一、〇〇	七、〇〇	一〇、〇〇	一、三〇

備考 六疊には一室八疊未滿のものを、八疊には一室十疊未滿のものを、十疊及十二疊には一室十五疊未滿のものを、十五疊には一室十八疊未滿のものを、十八疊以上は三疊を増す毎に一名を加ふ。

昭和二十一年六月廿八日印刷
 昭和二十一年六月廿八日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
 第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東
 鳥取縣鳥取市東
 鳥取縣鳥取市東
 鳥取縣鳥取市東